

議案第 58 号

里庄町消防団条例の一部改正について

里庄町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

消防団員の各種出動に係る費用弁償について、活動に見合った処遇となるよう支給額を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町消防団条例の一部を改正する条例

里庄町消防団条例（平成18年里庄町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
第15条第 2 項中「次」を「別表」に改め、「1 回につき 1,000円以内」を削る。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第 15 条関係）

種類	支給額
災害出動（火災・風水害・地震等）の場合	1 回につき （従事時間が 2 時間未満の場合） 2,000円 （従事時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合） 4,000円 （従事時間が 4 時間以上 6 時間未満の場合） 6,000円 （従事時間が 6 時間以上の場合） 8,000円
上記以外の出動（訓練出動・警戒出動等）	1 回につき 1,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の里庄町消防団条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。